

追 加 議 案 (平成 28 年 3 月 8 日提出)

議 案 番 号

件

名

議 第 53 号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議 第 54 号 損害の賠償について

諮 第 1 号 給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決について

議第 53 号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年人吉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。  
附則第 5 条第 2 項の表 1 傷病補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものと除く。）の部中「0.86」を「0.88」に改め、同表 2 傷病補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）の部中「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例附則第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成 28 年 3 月 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正す

る政令（平成28年政令第46号）の公布及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第 54 号

### 損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成 27 年 10 月 30 日午後 1 時 50 分頃、市公用車が国道 219 号を錦町からあさぎり町方面へ走行中、店舗から出てきた相手方(1)車両と接触した。双方の車両が接触後、公用車は道路構造物に接触し、相手方(1)車両は対向車線に停車していた相手方(2)車両に接触したことにより、公用車、相手方(1)車両、相手方(2)車両及び道路構造物が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

305,921 円

#### 3 賠償（和解）の相手方及びそれぞれの賠償の額

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 28 年 3 月 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決が必要である。